

(参考) 沖縄県希少野生動植物保護条例等の関係条項

○沖縄県希少野生動植物保護条例 (抜粋)

(指定外来種の個体の取扱い)

第 31 条 指定外来種の個体等の飼養、栽培、保管又は運搬(以下この章において「飼養等」という。)をする者は、当該指定外来種の個体等の性質に応じ規則で定める基準に適合する飼養等施設(次項及び第 33 条において「適合飼養等施設」という。)を備えなければならない。

2 指定外来種の個体等の飼養等をする者は、飼養等をするには、当該指定外来種の個体等の飼養等の状況の確認及び当該指定外来種の個体に係る適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うことその他の規則で定める方法によらなければならない。

○沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則 (抜粋)

(適合飼養等施設の基準)

第 34 条 条例第 31 条第 1 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定外来種の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- (2) 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある指定外来種については、当該指定外来種の個体に係る取扱者以外の者が容易に当該指定外来種の個体に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

(飼養等の方法)

第 35 条 条例第 31 条第 2 項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 指定外来種の個体の飼養等の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (2) 第 30 条第 2 号に規定する管理体制に係る事項を遵守すること。
- (3) 適合飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に適合飼養等施設の外で飼養等をする場合には、指定外来種の個体の逸出防止措置を講ずること。
- (4) 水中で飼養等をする指定外来種については、適合飼養等施設の水の交換に当たっては、指定外来種の個体が逸出することのないよう、ろ過した上で排水すること。
- (5) 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある指定外来種については、第三者の接触等を禁止する旨の標識を掲出すること。